

議事日程(第1号)

令和5年3月1日 午前10時00分開会

- 日程第 1 会期の決定について
- 日程第 2 会議録署名議員の指名について
- 日程第 3 町長諸報告
- 日程第 4 議会報告
- 日程第 5 議案第 1号 粕屋・志免・須恵国鉄炭鉱跡地共同管理執行協議会規約の一部変更
に関する協議について
- 日程第 6 議案第 2号 須恵町手数料条例の一部を改正する条例
- 日程第 7 議案第 3号 須恵町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する
基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第 8 議案第 4号 町道路線の認定について
- 日程第 9 議案第 5号 令和4年度須恵町一般会計補正予算(第6号)
- 日程第10 議案第 6号 令和4年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)
- 日程第11 議案第 7号 令和4年度須恵町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)
- 日程第12 議案第 8号 令和4年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第13 議案第 9号 令和4年度須恵町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第14 議案第10号 令和4年度須恵町水道事業会計補正予算(第3号)
- 日程第15 議案第11号 第七次須恵町総合計画基本構想の策定について
- 日程第16 議案第12号 須恵町地球温暖化対策推進協議会設置条例の制定について
- 日程第17 議案第13号 須恵町個人情報保護法施行条例の制定について
- 日程第18 議案第14号 須恵町情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例
- 日程第19 議案第15号 須恵町附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第20 議案第16号 須恵町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第21 議案第17号 須恵町重度障がい者医療費の支給に関する条例の一部を改正する
条例
- 日程第22 議案第18号 須恵町国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 日程第23 議案第19号 須恵町上水道給水条例の一部を改正する条例
- 日程第24 議案第20号 令和5年度須恵町一般会計予算の提出について
- 日程第25 議案第21号 令和5年度須恵町国民健康保険特別会計予算の提出について
- 日程第26 議案第22号 令和5年度須恵町後期高齢者医療特別会計予算の提出について

- 日程第 2 7 議案第 2 3 号 令和 5 年度須恵町公共下水道事業特別会計予算の提出について
日程第 2 8 議案第 2 4 号 令和 5 年度須恵町農業集落排水事業特別会計予算の提出について
日程第 2 9 議案第 2 5 号 令和 5 年度須恵町水道事業会計予算の提出について

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会期の決定について
日程第 2 会議録署名議員の指名について
日程第 3 町長諸報告
日程第 4 議会報告
日程第 5 議案第 1 号 粕屋・志免・須恵国鉄炭鉱跡地共同管理執行協議会規約の一部変更に関する協議について
日程第 6 議案第 2 号 須恵町手数料条例の一部を改正する条例
日程第 7 議案第 3 号 須恵町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
日程第 8 議案第 4 号 町道路線の認定について
日程第 9 議案第 5 号 令和 4 年度須恵町一般会計補正予算（第 6 号）
日程第 1 0 議案第 6 号 令和 4 年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）
日程第 1 1 議案第 7 号 令和 4 年度須恵町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）
日程第 1 2 議案第 8 号 令和 4 年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）
日程第 1 3 議案第 9 号 令和 4 年度須恵町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）
日程第 1 4 議案第 1 0 号 令和 4 年度須恵町水道事業会計補正予算（第 3 号）
日程第 1 5 議案第 1 1 号 第七次須恵町総合計画基本構想の策定について
日程第 1 6 議案第 1 2 号 須恵町地球温暖化対策推進協議会設置条例の制定について
日程第 1 7 議案第 1 3 号 須恵町個人情報保護法施行条例の制定について
日程第 1 8 議案第 1 4 号 須恵町情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例
日程第 1 9 議案第 1 5 号 須恵町附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例
日程第 2 0 議案第 1 6 号 須恵町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
日程第 2 1 議案第 1 7 号 須恵町重度障がい者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例
日程第 2 2 議案第 1 8 号 須恵町国民健康保険条例の一部を改正する条例
日程第 2 3 議案第 1 9 号 須恵町上水道給水条例の一部を改正する条例
日程第 2 4 議案第 2 0 号 令和 5 年度須恵町一般会計予算の提出について
日程第 2 5 議案第 2 1 号 令和 5 年度須恵町国民健康保険特別会計予算の提出について

- 日程第26 議案第22号 令和5年度須恵町後期高齢者医療特別会計予算の提出について
 日程第27 議案第23号 令和5年度須恵町公共下水道事業特別会計予算の提出について
 日程第28 議案第24号 令和5年度須恵町農業集落排水事業特別会計予算の提出について
 日程第29 議案第25号 令和5年度須恵町水道事業会計予算の提出について

出席議員（13名）

1番	白水春夫	2番	男澤一夫
3番	稲永辰己	5番	藤野正剛
6番	川口満浩	7番	百田輝子
8番	世利孝志	9番	三角栄重
10番	猪谷繁幸	11番	田ノ上真
13番	三上政義	14番	今村桂子
15番	松山力弥		

欠席議員（1名）

12番	田原重美
-----	------

事務局出席職員職氏名

局長	梅野猛	主任主事	吉開英
----	-----	------	-----

説明のため出席した者の職氏名

町長	平松秀一	副町長	稲永修司
教育長	猪股清貴	総務課長	諸石豊
税務課長	合屋真由美	都市整備課長	世利昌信
まちづくり課長	吉川聡士	地域振興課長	平山幸治
福祉課長	安河内ひとみ	住民課長	百田敦
会計管理者	横山剛	健康増進課長	舩本直明
学校教育課長	吉本孝治	ふるさと応援課長	船井弘喜
子育て支援課長	稲岡慎太郎	社会教育課長	伊藤泰彦

上下水道課事業課長	岩 崎 勝	上下水道課管理課長	権 藤 武 範
総務課参事	黒 川 忠 敬	総務課長補佐	白 水 婦 美
学校教育課参事	松 本 孝 之	監 査 委 員	吉 松 辰 美

午前10時00分開会

○議長（松山 力弥） おはようございます。令和5年第1回の定例会でございます。また、令和4年度末の最後の議会となりました。

また、令和5年の予算等も今日上程されておりますので、多数議案が上程されていますということで、慎重審議のほどよろしく願いいたします。

それでは、開会前に広報特別委員会より、会期中の議場内写真撮影の申出があっており、許可したいと思っておりますので、よろしく願いします。

ただいまから、令和5年第1回須恵町議会定例会を開会します。

ここで、田原議員より、本日から14日までの会議及び委員会について欠席の届け出があっておりますので、御報告いたします。

これより、本日の会議を開きます。

まず、議会運営委員長に、議会運営委員会の経過報告を求めます。13番、三上政義君。

○議会運営委員長（13番 三上 政義） おはようございます。令和5年第1回定例会議会運営委員会の協議結果を御報告いたします。

2月22日午前10時から議会運営委員会を開催いたしました。今回提出された議案は25件、町長諸報告5件、閉会中の組合議会報告4件でございます。

ほかに陳情が7件提出があっておりますが、いずれも議員への配付の取扱いとしております。

会期は、本日1日から16日までの16日間としております。

委員会付託につきましては、総務建設産業委員会13件、文教厚生委員会5件、予算審査特別委員会7件で、総務建設産業委員会付託の議案第11号については、両常任委員会の協議により、文教厚生委員会も審査に参加する連合審査会としております。

なお、議案20号から25号までの6議案は、関連議案のため一括議題といたします。

次に、日程でございますが、本日、当初本会議、6日午前10時から中本会議、7日午前9時から一般質問を行い、終了後に全員協議会を開催いたします。

16日午前10時から最終本会議終了後、広報特別委員会を開催いたします。

以上、議会運営委員会の報告を終わります。

日程第1. 会期の決定について

○議長（松山 力弥） 日程第1、会期の決定についてを議題とします。

第1回定例会の会期を本日から3月16日までの16日間とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、第1回定例会の会期を本日から3月

16日までの16日間と決定しました。

日程第2. 会議録署名議員の指名について

○議長（松山 力弥） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第117条の規定により、13番議員、14番議員を指名します。

日程第3. 町長諸報告

○議長（松山 力弥） 日程第3、町長の諸報告を求めます。平松町長。

○町長（平松 秀一） 皆さん、おはようございます。3月定例会を招集いたしましたところ、1名の病欠の届出がありましたが、無事開催できる運びとなりました。この場を借りまして御礼を申し上げます。

町長諸報告に入る前に、議員各位に御礼申し上げます。

皆さんは、本議会で4年目を迎えられます。この4年間の間、町行財政改革、あるいは防災、まちづくりに対して深甚なる御協力を賜りました。この場を借りて御礼申し上げます。

特に、この3年間は、新型コロナウイルス発生と同時に、イレギュラーな臨時議会、あるいは予算編成、たび重なるいろんな事業の展開、御協力いただいて、何とかこのコロナ禍を乗り切ってきております。

これからも続くかもしれませんが、本当に長い間、協力いただいたことによって、町民の方々が安心して住めるまちづくりに貢献いただいたと思っております。この場を借りて御礼を申し上げます。

それでは、町長諸報告をさせていただきます。

令和5年度一般会計当初予算について

まず初めに、令和5年度一般会計の歳入歳出当初予算の総額は117億9,000万円で、前年度当初予算に比較いたしますと1億5,000万円の増額、伸び率はプラス1.3%で、2年連続で110億円を超える過去最高額となりました。

まず、歳入予算でございますが、町税につきましては、個人町民税は0.3%の増、法人町民税は15.6%の増、固定資産税につきましては7.6%の増となっています。

町税全体といたしましては5.6%の増、1億7,500万円余りの増収を見込んでいるところでございます。

次に、地方交付税ですが、令和5年度の地方財政計画においては、地方交付税の出口ベースの交付額は令和4年度比1.7%の見込みとして計上されております。

本町への交付額は20億2,700万円ほど見込んでおります。

次に、国庫支出金につきましては、新型コロナワクチン接種関連補助金は減としておりますが、障害者自立支援等国庫負担金や施設型給付費等国庫補助金、出産・子育て応援事業費国庫補助金の増により0.3%の増、16億5,300万円、都道府県支出金につきましても、施設型給付費等県負担金や障害者自立支援給付費県負担金の増などにより、5.5%増の9億6,900万円程度と見込んでおります。

寄附金のふるさと応援寄附金につきましては、昨年度と同額を計上いたしております。

町債につきましては、第三幼稚園改築事業や須恵第一小学校の長寿命化事業、庁舎エレベーター改修事業などの新規事業及び道路改良事業などの財源として6億円を計上いたしております。

なお、歳入歳出予算、収支不足の財源措置といたしましては、財政調整基金からの繰入金6億6,000万円に対応しております。

次に、歳出予算でございます。

まず、人件費でございますが、先に特別会計を含む全職員の状況を報告いたしますと、令和4年度末の退職者が2人、採用職員は今年3月の採用を含めて5人の予定となりまして、全職員数は、フルタイム再任用職員2名、任期付き職員1名含めて162人の予定となります。

一般会計におきましては、平均年齢は40歳、平均給料月額は2,941円上がっております。

人件費につきましては3,800万円、2.7%の増でございます。

毎年増加を続けております扶助費につきましては、障害者支援費・自立支援給付費や保育実施負担金及び委託料及び委託料の増などにより6%の増。

補助費等は、須恵町外二ヶ町清掃施設組合負担金や出産・子育て応援事業費給付金の増などにより6.4%の増となっております。

次に、普通建設事業費でございますが、須恵第一小学校の長寿命化改良工事2億6,600万円、第三幼稚園建設事業に2億4,500万円、文化会館舞台吊物改修工事5,000万円、地域活性化センター空調設備改修工事に4,800万円のほか、道路新設改良事業など国庫補助や交付税措置がある起債を活用し、安心・安全のまちづくり、生活環境の維持・向上を図ってまいります。

繰出金でございますが、公共下水道事業特別会計、国民健康保険特別会計、介護保険広域連合ほかへの繰出金など、合わせて14億3,200万円、3%の増でございます。

最後になりますが、おかげをもちまして本町は本年、町制施行70周年を迎えることとなりました。

令和5年度に記念式典を計画いたしておりますので、町制施行70周年事業企画運營業務委託料として950万円を計上させていただいております。

また、新型コロナウイルス対策、物価高騰による支援策等につきましては、必要に応じまして

補正を計上させていただきたいと考えております。

以上、令和5年度の一般会計当初予算の報告でございますが、須恵町の財政状況は、義務的経費の増加や、新型コロナウイルス感染症対策の長期化とロシアのウクライナ侵攻による物価高騰により、財政需要は今後も増加し、厳しい状況が続く見込みでございますが、必要とされる施策や事業につきましては、積極的に取り組んだ予算編成ができたものと思っております。

今後も安全で安心な住みよいまちづくりを目指し、健全な財政運営に努める所存でございますので、どうか議員皆様の御理解、御協力を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

令和5年度国民健康保険特別会計当初予算について

次に、令和5年度国民健康保険特別会計当初予算でございます。

予算総額は29億8,900万円、前年度と比較して、率で0.4%、金額で1,344万円の減額となっております。

須恵町の国民健康保険の被保険者数は、団塊の世代の後期高齢者医療制度への移行により減少傾向が加速し、令和4年度より約100人減少して5,600人ほどとなる見込みで予算編成を行っております。

歳出でございます。まず、保険給付費ですが、被保険者数が減少する一方、高齢化の進展、医療技術の高度化等によって1人当たり医療費は増加している状況を考慮し、対前年度比1,399万円減額して21億5,059万円としております。

次に、県から医療給付費等の見込みで示されます国民健康保険事業費納付金は、対前年度比651万円減の7億7,195万円を計上いたしております。保険給付費の実績と新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響等を考慮した保健給付費の推計により県から示された額でございます。

歳入におきましては、まず国民健康保険税率ですが、保険税の収納状況や県が市町村ごとに示す標準税率、県への納付金の推移等から検討した結果、令和5年度におきましても税率改定は行わず、対前年度比828万円の減額となり、保険給付費に必要な費用などを県が市町村に支払う保険給付費等交付金は、ほぼ前年度並みの21億9,600万円を予算計上いたしております。

国、県等による財政支援と納付金の減額等により、一般会計からの赤字補填は、当初予算ベースで対前年度比較150万円の減額となりました。

今後も被保険者の皆様の健康保持増進のため、関係機関との連携強化を図りながら、生活習慣病予防や重症化予防のための効果的な保健事業を実施し、医療費適正化と国民健康保険事業の安定運営に努めてまいりますので、今後とも議員各位の変わらぬ御支援と御指導を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

令和5年度水道事業会計当初予算について

次に、令和5年度水道事業会計予算です。

収益的収支予算の収入額は6億5,129万7,000円で、前年度比5.2%、金額にして3,581万1,000円の減です。これは、給水収益の減によるものです。

支出額は5億8,137万9,000円で、前年度比2.2%、金額にして1,302万円の減です。

令和5年度の収支は4,178万9,000円の利益剰余金が見込まれます。

次に、資本的収支の予算の収入額は5,300万円で、対前年度比49.3%、金額にして1,750万円の増です。これは、工事負担金の増によるものです。

支出額は2億9,477万4,000円で、前年度比42.5%、金額にして8,798万円の増です。これは県道拡幅工事に伴う建設改良費の増によるものでございます。

資本的収入額が、資本的支出額に対し不足する2億4,177万4,000円は、損益勘定留保資金で補填をすることといたしております。

今後も水源の汚染防止を図り、良質な水を安定的に供給できるよう努めてまいります。

障害者が地域で安心して暮らせるまちづくり

次に、障害者が地域で安心して暮らせるまちづくりについてでございます。

障害児や障害者が地域で自立して生活できるよう、様々な支援事業を充実させる「自立支援法」が2006年に施行されて、はや17年が経過しようとしております。

施行当時は、支援を行うサービスや支援事業所が充実しておらず、障害児や障害者が地域で生活していくためには介護者の負担が大きかったものの、昨今では多種多様なサービスが充実し、それらのサービスを利用しながら生まれた地域で最後まで生活できるようになってきております。

しかしながら、全ての障害児・障害者の方が自立して生活していくためには、社会情勢の変化を見極めながら、障害者福祉サービスの内容を検討することが必要と考えております。

そこで、町としましては、令和5年度より2つの事業の新設及び1つの事業の廃止を行おうと考えているところでございます。

新設する事業の一つは、「小児・AYA世代がん患者在宅療養生活支援事業」です。これは、介護保険の適用外である40歳未満のがん患者に対する訪問介護等の在宅サービスであり、介護保険と同様のサービスが受けることができます。

2つ目は、「医療的ケア児在宅レスパイト事業」です。これは、在宅で医療的ケア児の看護や介護を行う家族の負担軽減が目的であり、訪問看護ステーション利用料の一部を助成することで、負担軽減を図ってまいりたいと考えております。

廃止する事業としましては、「障害児放課後対策事業おひさまクラブ」の廃止です。

自立支援法が施行された頃は、障害児を預かる事業所が少なかったため、平成23年度より地

域の障害児の預かり事業所として「おひさまクラブ」を町が運営してまいりました。

しかしながら、令和5年1月現在では、糟屋郡に71か所の民間事業所があり、障害児の特性に応じて様々な療育サービスを行っており、当町のサービス利用者も全て民間事業所を利用されている状況でございます。

この状況に鑑み、「おひさまクラブ」につきましては目的を終えたと考え、令和4年度をもちまして廃止することといたします。

最後になりましたが、今後も「誰もが安心して暮らせるまちづくり」を目指し、福祉サービスの充実に努めてまいります。皆様の御協力賜りますようお願い申し上げます。

第七次須恵町総合計画基本構想の策定について

最後に、第七次須恵町総合計画基本構想の策定についてでございます。

総合計画は、町の最上位計画と位置づけ、まちづくりを進めていくための基本指針とし、計画期間を4年間としております。また、実効性のある計画とするため、「基本構想」と「実施計画」の2層での構想といたします。

長期的視点に基づき、将来にわたって魅力ある持続可能なまちづくりを進めるための基本ビジョンを「基本構想」とし、基本構想を実行するための具体的な事業計画を「実施計画」といたします。

なお、実施計画は行政評価制度を導入し、進捗状況の積み上げによる政策管理ができるものとしていたします。

本計画を策定するにあたり、須恵町総合計画審議会へ諮問を行い、2月16日付にて答申を頂きました。

今回の策定は、審議会に策定委員の政策説明を求められ、基本構想を詳細に審議していただきました。

審議会の皆様には、大変な御苦勞をおかけしたと思っております。この場を借りまして厚く御礼申し上げます。

つきましては、須恵町総合計画策定条例の規定により、議案として提出いたしますので、御審議方よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（松山 力弥） これより町長の諸報告に対する質疑に入りますが、議案に関係のある事項につきましては、提案のときに併せて質疑をお願いします。

町長の諸報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。

日程第4. 議会報告

○議長（松山 力弥） 日程第4、これより議会報告に入ります。

まず、閉会中に須恵町外二ヶ町清掃施設組合議会が開催されておりますので、組合議員の報告を求めます。5番、藤野正剛君。

○議員（5番 藤野 正剛） おはようございます。須恵町外二ヶ町清掃施設組合議会の報告をいたします。

令和4年12月23日に、令和4年第1回臨時会、令和5年2月16日に令和5年第1回定例会が、クリンパークわかすぎにおいて開催されました。

それぞれの議事日程につきましては、お手元の資料のとおりとなっております。

初めに、令和4年第1回臨時会について御報告いたします。

議案第7号令和4年度須恵町外二ヶ町清掃施設組合一般会計予算（第2号）については継続費の補正で、補正後の継続費の金額を22億5,808万2,000円とし、全員賛成で可決しました。

次に、令和5年第1回定例会について報告いたします。

日程第3、組合長の諸報告でございますが、し尿処理施設、酒水園につきましては、放流水は安定した水質が維持されております。

令和3年11月から令和4年10月までの1年間に1万437キロリットルのし尿処理がなされ、各工程の処理機能もおおむね支障のない状況で順調に稼働しているとのことですが、どの工程においても機械等の耐用年数が経過しているため、今後も状況に応じた対策・修善を行いながら延命化に努めていくとの報告がっております。

また、クリンパークわかすぎの運営管理につきましては、RDF施設及びリサイクルプラザ、両施設とも順調に稼働しているとの報告です。

RDF施設では、令和3年11月から令和4年10月までの1年間に4万3,803トンの可燃ごみを処理し、約2万6,000トンのRDFの大牟田リサイクル発電所へ搬出したということとであります。

RDF施設も21年目となり、老朽化が進んでおりますが、点検・維持・補修を繰り返しながら処理を行っているとのこととです。また、リサイクルプラザにおきましては、同時期に3,044トンの不燃資源ごみが処理されたとの報告がっております。

大牟田リサイクル発電事業につきましては、令和5年度より民間会社が事業を継承することになっております。RDF処理委託料の単価は、2022年度1トン当たり3,300円から2023年度からの5年間は、1トン当たり1万3,000円になるとの報告がっております。

次期ごみ処理施設整備事業の進捗状況につきましては、用地取得が終わり、造成工事に向け準備をされており、3月28日に工事請負契約の締結について議案とする臨時会議を開催予定です。

次期ごみ処理施設の建設業費、運營業務委託費につきましては、継続費として、ごみ処理施設建設事業費4年間総額252億4,500万円、債務負担行為として、ごみ処理施設運営事業委託、期間令和10年度から令和29年度まで、限度額161億7,000万円を可決しております。

また、次期ごみ処理施設事業者選定委員会を昨年11月に設置いたしまして、次期処理施設の建設及び運営事業に関する事項についての審議をお願いしているところであり、令和10年4月の供用開始に向け諸準備を行っているとのこと。

続きまして、日程第4、議案ですが、議案第1号須恵町外二ヶ町清掃施設組合個人情報の保護に関する法律施行条例の制定についてと議案第2号須恵町外二ヶ町清掃施設組合職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の改正については、それぞれ全員賛成で可決しております。

議案第3号令和4年度須恵町外二ヶ町清掃施設組合一般会計補正予算（第3号）についてです。歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,184万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ32億7,992万5,000円とするものです。

須恵町負担金につきましては691万9,000円の減額となっております。

歳出は、一般管理費で委託料の減額、し尿処理施設関係で需用費の燃料費や負担金補助及び交付金の減額、リサイクル施設関係で負担金補助及び交付金の減額、次期ごみ処理施設関係で旅費の減額などが主なものとなっております。全員賛成で可決しております。

議案第4号令和5年度須恵町外二ヶ町清掃施設組合一般会計予算です。

歳入歳出予算の総額は、それぞれ31億1,249万5,000円で、前年度比8億8,858万3,000円の増で約40%の増額となっております。

須恵町の分担金として4億7,703万5,000円となっており、前年度比5,858万4,000円の増額で14%増となっております。

主な増額要因ですが、RDF処理委託料の増額、電気料金、燃料費の高騰によるもののほか、次期ごみ処理施設造成工事請負費の増額等によるものとなっております。全員賛成で可決しております。

発議第1号須恵町外二ヶ町清掃施設組合議会の個人情報の保護に関する条例の制定については、全員賛成で可決しております。

詳細につきましては、議員控室に置いてありますので御参照ください。

以上で、須恵町外二ヶ町清掃施設組合議会の報告を終わります。

○議長（松山 力弥） 次に、北筑昇華苑組合議会の報告を求めます。1番、白水春夫君。

○議員（1番 白水 春夫） おはようございます。北筑昇華苑組合議会報告をいたします。

令和5年2月8日に、古賀市役所会議室において、第1回定例会が開催されました。

議事日程につきましては、お手元の資料のとおりとなっております。

日程第4、北筑昇華苑組合議会副議長の互選については、福津市の市議会議員の任期満了に伴い、副議長が令和5年1月23日付で欠員となっていることから、北筑昇華苑組合規定第7条第1項の規定により、北筑昇華苑組合議会副議長を互選するもので、指名推選により福津市議会中村清隆議員が当選されました。

日程第6、第1号議案北筑昇華苑組合職員の高齢者部分休業に関する条例については、地方公務員法の一部改正に伴う北筑昇華苑組合職員の定年延長等に伴い、高齢職員の部分休業制度に関する条例を制定するもので、全員賛成で可決しました。

日程第7、第2号議案北筑昇華苑組合職員定数に関する条例の一部を改正する条例の制定については、北筑昇華苑組合職員の定年延長等に伴う所要の改正を行うもので、全員賛成で可決しました。

日程第8、第3号議案北筑昇華苑組合職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、地方公務員法の一部改正に伴い、組合職員の定年年齢等についての所要の改正を行うもので、全員賛成で可決しました。

日程第9、第4号議案北筑昇華苑組合職員の分限に関する条例の一部を改正する条例の制定については、地方公務員法の一部改正に伴い、組合職員の定年延長等に係る所要の改正を行うもので、全員賛成で可決しました。

日程第10、第5号議案北筑昇華苑組合職員の懲戒の方法及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定については、地方公務員法の一部改正に伴い、組合職員の定年延長等に係る所要の改正を行うもので、全員賛成で可決しました。

日程第11、第6号議案地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定については、地方公務員法の一部改正に伴う組合職員の定年延長等に係る所要の改正を行うもので、全員賛成で可決しております。

日程第12、第7号議案北筑昇華苑組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定については、北筑昇華苑組合一般職員の給与関係規定において、準用する古賀市の給与関係規定と同様の措置として等級別基準職務表を改定するもので、全員賛成で可決しております。

日程第13、第8号議案令和4年度北筑昇華苑組合会計補正予算（第2号）については、歳入歳出予算の総額にそれぞれ7,121万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を3億5,139万5,000円とするもので、全員賛成で可決しております。

日程第14、第9号議案令和5年度北筑昇華苑組合会計予算については、歳入歳出予算の総額を2億8,931万円と定めるもので、前年度予算比1,281万1,000円の増額で、全員賛成で可決しております。

また、定例会終了後、引き続き全員協議会が行われ、個人情報保護法の改正に伴い、北筑昇華苑組合議会の個人情報保護に関する条例制定について協議し、補足条例として北筑昇華苑組合の条例を制定するため組合議員から2名選出し、議長一任で手続を進めることで一致しております。

詳細につきましては、議員控室に置いてありますので御参照ください。

以上、北筑昇華苑組合議会報告を終わります。

○議長（松山 力弥） 次に、粕屋南部消防組合議会の報告を求めます。3番、稲永辰己君。

○議員（3番 稲永 辰己） おはようございます。令和5年2月20日月曜日に行われました令和5年第1回（2月）粕屋南部消防組合議会定例会について御報告いたします。

消防組合定例会の議事日程については、お手元の資料のとおりでございます。

議案第1号地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定については、定年引上げに係る60歳を超える職員の給与の特例や降給に関する必要な事項を定めるとともに、関係条例の整備を行うもので、全員賛成で可決しました。

第2号議案粕屋南部消防組合職員の降給に関する条例の制定については、地方公務員法の一部を改正する法律が令和5年4月1日に施行されることに伴い関係条例の整備を行うもので、全員賛成で可決しました。

議案第3号粕屋南部消防組合個人情報の保護に関する法律施行条例の制定については、デジタル社会の形成を図るための法律の整備に関する法律による改正後の個人情報の保護に関する法律の一部が改正されたことに伴い、所要の整備を図るもので、全員賛成で可決しました。

議案第4号粕屋南部消防組合情報公開・個人情報保護審査会条例の制定については、デジタル社会の形成を図るための法律の整備に関する法律による改正後の個人情報の保護に関する法律の一部が改正されたことに伴い、所要の整備を図るもので、全員賛成で可決しました。

議案第5号粕屋南部消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定については、粕屋南部消防組合職員の職務の級の格付けを変更するにあたり、所要の改正を行うもので、全員賛成で可決しました。

議案第6号令和4年度粕屋南部消防組合一般会計補正予算（第1号）については、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,412万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ22億1,927万9,000円とするものです。

減額の主なものは分担金で、全体で3,115万3,000円減額となっております。須恵町分担金については462万3,000円の減額となっており、全員賛成で可決しました。

議案第7号令和4年度粕屋南部消防組合粕屋中南部休日診療所事業特別会計補正予算（第1号）については、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ253万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3,939万3,000円とするものです。

増額の主なものは分担金で、全体で507万2,000円の増額となっております。須恵町分担金については75万2,000円の増額となっており、全員賛成で可決しました。

議案第8号令和5年度粕屋南部消防組合一般会計予算（案）については、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ23億4,741万8,000円と定めるものです。

分担金及び負担金は、全体で20億7,181万5,000円となっており、前年度に比べ2,692万3,000円の減額となっております。須恵町の分担金については3億748万1,000円となっており、全員賛成で可決しました。

議案第9号令和5年度粕屋南部消防組合粕屋中南部休日診療所事業特別会計予算（案）については、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,026万4,000円と定めるもので、分担金及び負担金は全体で3,239万1,000円となっており、前年度と比べ1,340万9,000円の増額となっております。須恵町分担金については480万7,000円となっており、全員賛成で可決しました。

発議第1号粕屋南部消防組合議会の個人情報の保護に関する条例の制定については、デジタル社会の形成を図るための法律の整備に関する法律による改正後の個人情報の保護に関する法律の一部が改正されたことに伴い、所要の整備を図るもので、全員賛成で可決しました。

なお、須恵町の令和4年火災、救助、救急状況は、火災14件、前年比7件減、救助13件、前年比1件減、救急1,423件、前年比203件増となっております。

詳細については、議員控室に資料を置いておりますので、御参照いただきますよう、よろしくお願いいたします。

以上をもちまして、粕屋南部消防組合議会の報告を終わります。

○議長（松山 力弥） 次に、糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合議会の報告を求めます。6番、川口満浩君。

○議員（6番 川口 満浩） おはようございます。糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合において、令和5年2月24日第1回定例会が開催されましたので報告いたします。

議事日程については、お手元の資料のとおりでございます。

議案第1号糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合個人情報保護法施行条例の制定については、個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、同法の施行に関し所要の規定を整備するもので、全員賛成で可決しました。

議案第2号財産組合職員の再任用に関する条例を廃止する条例の制定については、定年引上げを目的とした地方公務員法の一部改正により、現行の定年退職者等の再任用の制度を廃止することに伴い、条例を廃止するもので、全員賛成で可決しました。

議案第3号令和5年度糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合一般会計予算については、歳入歳出予

算の総額をそれぞれ1億440万1,000円と定めるもので、前年度予算額と比べ1,203万4,000円の増となっています。

増額の要因として、事業費の林業総務費で森林整備事業の委託料、林道等の維持のための工事請負費用の予算計上によるもの、道路橋梁費で、林道・作業道補修工事によるものとなっており、全員賛成で可決いたしました。

なお、詳細につきましては、議員控室に置いてありますので、御参照いただきますよう、よろしく申し上げます。

以上、糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合議会報告を終わります。

○議長（松山 力弥） そのほか、閉会中の活動につきましては、事前に資料を配付しておりますので報告を省略します。

議会報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。

これより議事に入りますが、一括議題についてお諮りします。議案第20号から議案第25号までは、それぞれ関連議案でありますので一括議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、一括議題とすることに決定しました。

日程第5. 議案第1号

○議長（松山 力弥） 日程第5、議案第1号粕屋・志免・須恵国鉄炭鉱跡地共同管理執行協議会規約の一部変更に関する協議についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。吉川まちづくり課長。

○まちづくり課長（吉川 聡士） おはようございます。それでは、議案第1号粕屋・志免・須恵国鉄炭鉱跡地共同管理執行協議会規約の一部変更に関する協議について、粕屋・志免・須恵国鉄炭鉱跡地共同管理執行協議会規約の一部変更について、関係地方公共団体と協議する。

提案理由といたしまして、粕屋・志免・須恵国鉄炭鉱跡地共同管理執行協議会が管理する国鉄炭鉱跡地の一部売却に伴い、当該協議会の規約の一部変更に関し関係地方公共団体と協議することについて、地方自治法第252条の6の規定により町議会の議決を求めるものでございます。

以上、御審議方よろしくお願いたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ありませんか。——質疑なしと認めます。よって、議案第1号を総務建設産業委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第1号を総務建設産業委員会に付託します。

日程第6. 議案第2号

○議長（松山 力弥） 日程第6、議案第2号須恵町手数料条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。平山地域振興課長。

○地域振興課長（平山 幸治） 議案第2号須恵町手数料条例の一部を改正する条例。

須恵町手数料条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり提出する。

提案理由として、動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律が、令和4年6月1日等から施行されたことに伴い、当該条例の一部を改正する必要性が生じたので提案するものでございます。

4ページ、新旧対照表、改正後の上から7行目「動物の」から下から3行目「除く。」までを追加するもので、内容はマイクロチップを装着している犬についての取扱いを定めるものでございます。

3ページ、附則として、この条例は公布の日から施行するとしております。

以上、御審議方よろしくお願いいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、議案第2号を総務建設産業委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第2号を総務建設産業委員会に付託します。

日程第7. 議案第3号

○議長（松山 力弥） 日程第7、議案第3号須恵町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。稲岡子育て支援課長。

○子育て支援課長（稲岡慎太郎） おはようございます。議案第3号須恵町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてでございます。

須恵町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を

改正する条例について、別紙のとおり提案するものです。

提案理由といたしまして、特定教育保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令が令和4年12月16日に公布され、同日から施行されたことに伴い、当該条例の一部を改正する必要性が生じたので提案するものでございます。

新旧対照表で御説明いたします。

3ページをお願いいたします。

今回の改正につきましては、第26条の懲戒に係る権限の乱用禁止の規定を削除する改正となります。こちらは、民法及び児童福祉法において、懲戒権に関する規定が削除されたことに伴い、所要の改正を行うものです。

戻っていただいて、2ページをお願いいたします。

附則で、この条例は公布の日から施行するとしております。

以上、よろしくをお願いいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。よって、議案第3号を文教厚生委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第3号を文教厚生委員会に付託します。

日程第8. 議案第4号

○議長（松山 力弥） 日程第8、議案第4号町道路線の認定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。世利都市整備課長。

○都市整備課長（世利 昌信） おはようございます。それでは、議案書の1ページをお願いいたします。

議案第4号町道路線の認定についてでございます。

道路法第8条第2項の規定により、別紙町道路線を認定したいので本議会の議決を求めるところでございます。

提案理由は、町道路線網の整備を図るため、町道路線の認定の必要性が生じたので提案するものでございます。

今回、路線の認定は、7路線でございます。

2ページをお願いいたします。

認定路線でございます。図面番号1、路線番号、その他の町道709号、路線名、野間原1号線、起点、新原字野間原94番10地先から終点、新原字野間原93番3地先まで。延長27.4メートル、最大幅員10.8メートル、最小幅員6.0メートルほか6路線の認定について記載しております。

いずれも民間開発行為の宅地分譲等において、公衆用道路として寄附を受けた道路について、一般公共道路として新規認定を行うものでございます。これらの路線図を3ページから9ページのほうに添付しております。

以上、御審議方よろしくお願いたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。――質疑なしと認めます。よって、議案第4号を総務建設産業委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第4号を総務建設産業委員会に付託します。

日程第9. 議案第5号

○議長（松山 力弥） 日程第9、議案第5号令和4年度須恵町一般会計補正予算（第6号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。諸石総務課長。

○総務課長（諸石 豊） 議案書の1ページをお願いします。

議案第5号令和4年度須恵町一般会計補正予算（第6号）についてでございます。

地方自治法第218条第1項の規定により別冊のとおり提出するので、本議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、令和4年度歳入歳出補正予算書で説明をいたします。

補正予算書の1ページをお願いいたします。

令和4年度須恵町の一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4億6,169万円を減額し、歳入歳出予算の総額を124億4,537万8,000円とするものでございます。

第2項、歳入歳出の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第2条で地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

第3条で、翌年度に繰り越して使用する経費は「第3表 繰越明許費」によるとしています。

補正予算書の2ページをお願いいたします。

まず、歳入からでございます。

年度末の補正でございますので、町税、国県補助金、町債など、決定額あるいは見込みで増減補正を全体的に計上しております。

主なものを申し上げます。

1款1項町民税は、決算見込みにより4,900万円、2項固定資産税は8,650万円、4項町たばこ税は3,500万円の増額補正をしております。

10款1項地方交付税は、普通交付税決定額に合わせまして1億6,010万円を増額補正しております。

12款1項負担金は、現年度分児童福祉施設費負担金などで1,167万8,000円の減額補正、14款1項国庫負担金及び2項国庫補助金は、決定額により減額補正、15款1項県負担金及び2項県補助金につきましても、決定額により減額補正をしております。

17款1項寄附金は、主にふるさと応援寄附金の決算見込みにより2億4,789万7,000円の減額補正。

3ページをお願いいたします。

18款1項繰入金は、財政調整基金繰入金1,600万円の増額補正をしています。

20款3項雑入は、新市町村振興宝くじ交付金などで572万5,000円の増額補正。

21款1項町債は、契約額の決定などにより4億641万9,000円の減額補正でございます。

続いて4ページ、歳出でございます。

歳出につきましては、各費目ごとに決算見込みにより増減額補正を行っております。

主なものを申し上げます。

2款1項総務管理費3億37万9,000円の増額は、財政調整基金及び公共施設等整備基金積立金の増額のほかに、各費目の決算見込みによる増減補正でございます。

3款1項社会福祉費1億4,592万8,000円の減額は、非課税世帯等臨時特別給付金事業6,851万8,000円、介護保険事業5,265万9,000円などの減額補正をしております。

4款2項清掃費は、須恵町外二ヶ町清掃施設組合負担金の減などで8,399万3,000円の減額補正です。

5ページをお願いいたします。

8款5項下水道費は、公共下水道事業特別会計繰出金が2,832万2,000円の減額補正です。

9款1項消防費は、粕屋南部消防組合負担金、新型コロナウイルス対策事業、中部防災セン

ター（仮称）建設事業などの決算見込みにより5,000万4,000円の減額補正。

10款4項幼稚園費は、第三幼稚園（仮称）建設事業の額の決定等により2億7,406万5,000円の減額補正です。

6ページをお願いします。

第2表地方債補正、変更が13件で、全て限度額の変更でございます。起債の方法、利率、償還法の変更はございません。

7ページをお願いします。

第3表繰越明許費、新規が2件で、合計2億9,410万円を次年度へ繰り越すものでございます。

以上でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、議案第5号を議長を除く13人で構成する予算審査特別委員会を設置し、付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第5号を予算審査特別委員会に付託します。

なお、正副委員長については、調整ができておりますので御報告します。

委員長に今村桂子君、副委員長に三角栄重君であります。

ここでお諮りします。暫時休憩をしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、暫時休憩をいたします。再開を11時10分といたします。

休憩に入ります。

午前11時01分休憩

午前11時10分再開

○議長（松山 力弥） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第10、議案第6号

○議長（松山 力弥） 日程第10、議案第6号令和4年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。百田住民課長。

○住民課長（百田 敦） おはようございます。

議案第6号令和4年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）についてでございます。地方自治法第218条第1項の規定により、別冊のとおり提出し、本議会の議決を求めるものです。内容につきましては、別冊の令和4年度歳入歳出補正予算書で説明いたします。

補正予算書の1ページをお願いいたします。

令和4年度須恵町の国民健康保険特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額からそれぞれ244万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ30億2,844万2,000円とするものです。第2項で款項の区分及び金額は次のページの第1表、歳入歳出予算補正によるとしています。

2ページをお願いいたします。

1款1項国民健康保険税85万4,000円の減額は、決算見込みによるものです。

4款1項県補助金792万8,000円の減額は、特別交付金の交付決定通知による特別調整交付金等の減額によるものです。

5款1項他会計繰入金201万9,000円の減額は、給与費等繰入金等の減額によるものです。

6款1項繰越金434万2,000円の増額は、前年度の繰越金です。

7款1項延滞金、加算金及び過料90万円の増額は、国保税滞納延滞金の収入済額による補正をしております。

3項雑入311万6,000円の増額は、一般被保険者第三者納付金と一般被保険者返納金の決算見込みによる増額です。

続いて3ページ、歳出でございます。

6款1項保険事業費7万円の増額は、職員人件費と第三者行為求償事務委託料の決算見込みによる増額補正です。

2項特定健康診査等事業費41万3,000円の減額は、特定健康診査事前予約受付委託料と特定健康診査受診率向上推進地区補助金の決算見込みによる減額です。

8款1項償還金及び還付加算金210万円の減額は、保険税過誤納還付金の決算見込みによるものです。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。――質疑なしと認めます。よって、議案第6号を文教厚生委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第6号を文教厚生委員会に付託します。

日程第11. 議案第7号

○議長（松山 力弥） 日程第11、議案第7号令和4年度須恵町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。百田住民課長。

○住民課長（百田 敦） 議案第7号令和4年度須恵町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてでございます。

議案書の1ページをお願いいたします。

地方自治法第218条第1項の規定により、別冊のとおり提出し、本議会の議決を求めるものです。内容につきましては、別冊の令和4年度歳入歳出補正予算書で説明いたします。

補正予算書の1ページをお願いいたします。

令和4年度須恵町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,210万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を4億2,200万円とするものです。第2項で款項の区分及び金額は次のページの第1表、歳入歳出予算補正によるとしています。

次の2ページをお願いいたします。

歳入でございます。

1款1項後期高齢者医療保険料1,015万8,000円の減額は、令和5年1月末の調定額及び収納率により算定しました決算見込みによる補正です。

4款1項繰越金2,255万2,000円の増額は、前年度の保険料繰越金1,701万4,000円を含めたところの補正でございます。

5款4項雑入46万9,000円の増額は、前年度事務費負担金の返還金でございます。

次に、歳出です。

3ページをお願いいたします。

1款1項総務管理費30万円の減額は、決算見込みによるものです。

2款1項後期高齢者医療広域連合納付金1,240万1,000円の増額は、歳入予算の保険料、前年度保険料繰越金などの合計で、福岡県後期高齢者医療広域連合に納付します負担金の補正となります。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はあ

りませんか。——質疑なしと認めます。よって、議案第7号を文教厚生委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第7号を文教厚生委員会に付託します。

日程第12. 議案第8号

○議長（松山 力弥） 日程第12、議案第8号令和4年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。岩崎上下水道事業担当課長。

○上下水道課事業担当課長（岩崎 勝） 議案書の1ページをお願いいたします。

議案第8号令和4年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてでございます。

地方自治法第218条第1項の規定により、別冊のとおり提出し、本議会の議決を求めるものです。

補正予算書の1ページをお願いいたします。

令和4年度須恵町の公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額からそれぞれ2,713万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ11億769万9,000円とするものです。第2項で款項の区分及び金額は、第1表、歳入歳出予算補正によるとしています。

地方債の補正、第2条、地方債の変更は、第2表、地方債補正によるとしています。

2ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正、歳入です。

1款1項負担金、補正額1,906万円の増額補正は、決算見込みによる受益者負担金の増額です。

4款1項財産運用収入、補正額4万円の増額補正は、決算見込みによる基金利子の増額です。

5款1項他会計繰入金、補正額2,832万2,000円の減額補正は、一般会計繰入金の収支調整による減額です。

6款1項繰越金、補正額677万9,000円の増額補正は、前年度繰越額の確定による増額です。

7款2項還付消費税、補正額3,000円の増額補正は、決算見込みによる増額です。

7款4項雑入、補正額1,430万9,000円の増額補正は、多々良川流域下水道維持管理負

担金返還金の増額です。

8 款 1 項町債、補正額 3,900 万円の減額補正は、下水道事業債の工事量の減に伴う減額です。

3 ページをお願いいたします。

歳出です。

1 款 1 項総務管理費、補正額 797 万 9,000 円の増額補正は、決算見込みによる減額分と下水道施設整備基金積立金の増額分の差引きによる増額です。

2 款 1 項下水道事業費、補正額 3,439 万 1,000 円の減額補正は、決算見込みによる減額です。

3 款 1 項公債費、補正額 71 万 9,000 円の減額補正は、町債の利率見直し等による減額です。

4 ページをお願いいたします。

第 2 表、地方債補正です。

1、変更、起債の目的、下水道事業債、多々良川流域下水道建設費負担金分、限度額 2,830 万円を 2,160 万円に変更、これは令和 4 年度多々良川流域下水道建設費の確定による減額です。多々良川流域関連公共下水道分、限度額 2 億 380 万円を 1 億 7,500 万円に変更、これは町の工事量の減による減額です。資本費平準化債公共下水道分、限度額 1 億 450 万円を 1 億 430 万円に変更、公営企業会計適用債、限度額 900 万円を 570 万円に変更、どちらも対象事業の減による減額です。

以上です。よろしくをお願いいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、議案第 8 号を総務建設産業委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第 8 号を総務建設産業委員会に付託します。

日程第 13. 議案第 9 号

○議長（松山 力弥） 日程第 13、議案第 9 号令和 4 年度須恵町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。岩崎上下水道事業担当課長。

○上下水道課事業担当課長（岩崎 勝） 議案書の 1 ページをお願いいたします。

議案第9号令和4年度須恵町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についてでございます。

地方自治法第218条第1項の規定により、別冊のとおり提出し、本議会の議決を求めるものです。

補正予算書の1ページをお願いいたします。

令和4年度須恵町の農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額からそれぞれ10万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ6,489万3,000円とするものです。第2項で款項の区分及び金額は、第1表、歳入歳出予算補正によるとしています。

地方債の補正、第2条地方債の変更は、第2表地方債補正によるとしています。

2ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正、歳入です。

3款1項他会計繰入金、補正額260万円の減額補正は、一般会計繰入金の収支調整による減額です。

4款1項繰越金、補正額279万3,000円の増額補正は、前年度繰越額の確定による増額です。

6款1項町債、補正額30万円の減額補正は、対象事業額の減による減額です。

3ページをお願いいたします。

歳出です。

3款1項公債費、補正額10万7,000円の減額補正は、町債の利率見直し等による減額です。

4ページをお願いいたします。

第2表、地方債補正です。

1、変更、起債の目的、下水道事業債、資本費平準化債、限度額2,000万円を1,990万円に変更。公営企業会計適用債、限度額80万円を60万円に変更。どちらも対象事業の減による減額です。

以上です。よろしくをお願いいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。――質疑なしと認めます。よって、議案第9号を総務建設産業委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第9号を総務建設産業委員会に付託

します。

日程第14. 議案第10号

○議長（松山 力弥） 日程第14、議案第10号令和4年度須恵町水道事業会計補正予算（第3号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。岩崎上下水道事業担当課長。

○上下水道課事業担当課長（岩崎 勝） 議案書の1ページをお願いいたします。

議案第10号令和4年度須恵町水道事業会計補正予算（第3号）についてでございます。

地方自治法第218条第1項の規定により、別冊のとおり提出し、本議会の議決を求めるものです。

補正予算書の1ページをお願いいたします。

第1条、令和4年度須恵町の水道事業会計補正予算第3号は、次に定めるところによる。

第2条、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものです。

収入、第1款第1項営業収益、補正額2,042万円の減額補正は、水道使用料の決算見込みによる減額です。

第1款第2項営業外収益、補正額470万円の増額補正は、雑収益の決算見込みによる増額です。

支出、第1款第1項営業費用、補正額347万5,000円の減額補正は、主に委託料の決算見込みによる減額です。

第3条、予算、第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものです。

収入、第1款第1項負担金、補正額1,580万円の減額補正は、水道管移設補償費に伴う工事負担金の減額です。

支出、第1款第1項改良費、補正額1,540万円の減額補正は、工事請負費の工事量の減による減額です。

以上です。よろしくをお願いいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、議案第10号を総務建設産業委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第10号を総務建設産業委員会に付託します。

日程第15. 議案第11号

○議長（松山 力弥） 日程第15号、議案第11号第七次須恵町総合計画基本構想の策定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。吉川まちづくり課長。

○まちづくり課長（吉川 聡士） 議案第11号第七次須恵町総合計画基本構想の策定について。

第七次須恵町総合計画基本構想の策定について、別紙のとおり提出する。

提案理由としまして、須恵町総合計画策定条例第3条第3項の規定により別紙のとおり、第七次須恵町総合計画基本構想を策定したので、本議会の議決を求めるものでございます。

別紙1ページ、概要説明をお願いいたします。

須恵町総合計画審議会で審議した基本構想の基本ビジョン。

1、まちづくりの基本理念を須恵町民憲章とします。

2、まちが目指す将来像を水と緑と光の町すえとします。

3、人口推計を令和22年、2040年、人口将来展望3万人とします。

4、将来像を実現するための分野別政策を8ページ以降のとおり、50の政策を11の大綱に分類し策定しております。

以上、4項目について承認を得るものでございます。

以上です。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ありませんか。——質疑なしと認めます。よって、議案第11号を総務建設産業委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第11号を総務建設産業委員会に付託します。

日程第16. 議案第12号

○議長（松山 力弥） 日程第16、議案第12号須恵町地球温暖化対策推進協議会設置条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。平山地域振興課長。

○地域振興課長（平山 幸治） 議案第12号須恵町地球温暖化対策推進協議会設置条例の制定について。

須恵町地球温暖化対策推進協議会設置条例の制定について、別紙のとおり提出する。

提案理由として、地球温暖化対策の推進に関する法律の規定に基づき、須恵町地球温暖化対策

推進協議会を設置し、必要な事項を定めるため当該条例を制定する必要性が生じたので、提案するものでございます。

内容といたしましては、2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、行政、町民、及び事業者の各主体が連携・協働し、須恵町が目指す姿の共有と効果的な推進を図るための協議会を設置することに関し、必要事項を定めるものでございます。

3ページ。

附則として、この条例は令和5年4月1日から施行するとしております。

以上、御審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ありませんか。——質疑なしと認めます。よって、議案第12号を総務建設産業委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第12号を総務建設産業委員会に付託します。

日程第17. 議案第13号

○議長（松山 力弥） 日程第17、議案第13号須恵町個人情報保護法施行条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。諸石総務課長。

○総務課長（諸石 豊） 議案第13号須恵町個人情報保護法施行条例の制定についてでございます。

提案理由としましては、個人情報の保護に関する法律の一部改正が令和5年4月1日から施行されることに伴い、当該条例を制定する必要性が生じたので、提案するものでございます。

個人情報の保護に関する法律の一部改正により、各地方自治体の個人情報保護制度が条例ではなく法律に一元化されることになりました。

概要につきましては、本条例は法施行条例として、個人情報ファイルに係る帳簿の作成及び公表、個人情報ファイル簿の記載事項、個人情報取扱事務の届出、手数料等、開示決定等の期限、開示決定等の期限の特例、審査会への諮問など、法律の施行に関し必要な事項を定めるものでございます。

附則第1条で、この条例は令和5年4月1日から施行するとしています。

附則第2条は、現行の須恵町個人情報保護条例を廃止する規定でございます。

附則第3条は、経過措置を規定しています。

以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ありませんか。——質疑なしと認めます。よって、議案第13号を総務建設産業委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第13号を総務建設産業委員会に付託します。

日程第18. 議案第14号

○議長（松山 力弥） 日程第18、議案第14号須恵町情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。諸石総務課長。

○総務課長（諸石 豊） 議案第14号須恵町情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例についてでございます。

提案理由としましては、個人情報の保護に関する法律の一部改正が令和5年4月1日から施行されることに伴い、当該条例の一部を改正する必要性が生じたので、提案するものでございます。

概要につきましては、個人情報の保護に関する法律の一部改正、須恵町個人情報保護法施行条例の制定等により、本条例中で他の条文を引用する規定に変更が生じたことによる改正です。

また、これまで須恵町個人情報保護条例で定義されていた自己情報を引用した箇所を改正法で規定される保有個人情報に変更をいたします。

附則で、この条例は令和5年4月1日から施行するとしております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ありませんか。——質疑なしと認めます。よって、議案第14号を総務建設産業委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第14号を総務建設産業委員会に付託します。

日程第19. 議案第15号

○議長（松山 力弥） 日程第19、議案第15号須恵町附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。諸石総務課長。

○総務課長（諸石 豊） 議案第15号須恵町附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり提出するものでございます。

提案理由としましては、須恵町附属機関に須恵町地球温暖化対策推進協議会を追加するため、当該条例の一部を改正する必要性が生じたので提案するものです。

附則で、この条例は令和5年4月1日から施行するとしております。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ありませんか。——質疑なしと認めます。よって、議案第15号を総務建設産業委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第15号を総務建設産業委員会に付託します。

日程第20. 議案第16号

○議長（松山 力弥） 日程第20、議案第16号須恵町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。諸石総務課長。

○総務課長（諸石 豊） 議案第16号須恵町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり提出するものでございます。

提案理由としましては、人事院規則の一部を改正する人事院規則が令和5年1月20日に公布され、令和5年4月1日から施行されることに伴い、当該条例の一部を改正する必要性が生じたので、提案するものです。

概要につきましては、フレックスタイム制による勤務時間の割り振りの基準を柔軟化するための人事院規則の改正が行われたことに伴い、本町においても、制度を導入することで職員が多様な働き方を実現できる環境を整備するため、当該条例の一部を改正するものです。

主な内容としましては、第3条、週休日及び勤務時間の割り振りに第3項と第4項を追加し、原則、全職員をフレックスタイム制の対象とすること、子の養育や配偶者等の介護が必要な職員については本人の申告を考慮して週休日を現在の週休日に加えて設けることや、勤務時間を割り振るものとするなどなどの改正です。

今回の改正に合わせて所要の条文整備を行います。

附則で、この条例は令和5年4月1日から施行するとしております。

以上です。よろしくお願ひいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ありませんか。——質疑なしと認めます。よって、議案第16号を総務建設産業委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第16号を総務建設産業委員会に付託します。

日程第21. 議案第17号

○議長（松山 力弥） 日程第21、議案第17号須恵町重度障がい者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。百田住民課長。

○住民課長（百田 敦） 議案第17号須恵町重度障がい者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例でございます。

この条例について、別紙のとおり提出するものです。

提案理由です。障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律が令和4年12月16日に公布され、令和5年4月1日等から施行されることに伴い、当該条例の一部を改正する必要が生じたので提案するものでございます。

3ページの新旧対照表をお願いいたします。

今回の改正内容は、障害者施設等に入所した場合の特例措置を適用する施設の追加でございます。

本条例第13条で、対象者が町外の障害者施設等に入所したため障害者施設の所在地に住所を変更した場合は、須恵町の重度障害者医療の支給対象者とする規定しております。

今回の法律改正に伴いまして、老人福祉法で規定する養護老人ホームと介護保険法で規定する介護保険特定施設及び介護保険施設を適用対象施設に加える改正を行うものでございます。

2ページに戻っていただきまして、附則でございます。

第1項で、この条例は令和5年4月1日から施行するとしております。

以上です。よろしくお願ひいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ありませんか。——質疑なしと認めます。よって、議案第17号を文教厚生委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第17号を文教厚生委員会に付託します。

日程第22. 議案第18号

○議長（松山 力弥） 日程第22、議案第18号須恵町国民健康保険条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。百田住民課長。

○住民課長（百田 敦） 議案書の1ページをお願いいたします。

議案第18号須恵町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてでございます。

この条例について、別紙のとおり提出するものです。

提案理由です。健康保険法施行令等の一部を改正する政令が令和5年2月1日に公布され、令和5年4月1日から施行されることに伴い、当該条例の一部を改正する必要が生じたので、提案するものです。

3ページをお願いいたします。

新旧対象表でございます。

須恵町国民健康保険条例第4条に規定する出産育児一時金の規定でございます。この金額は健康保険法施行令の第36条の金額に従って規定しておりますが、今回の健康保険法施行令の改正により、支給額が現行の40万8,000円から48万8,000円に上げられ、令和5年4月1日から施行されることになりましたので、本条例もこれに合わせて、第4条に規定する出産育児一時金の金額を48万8,000円に改正するものでございます。

2ページをお願いいたします。

附則です。この条例は令和5年4月1日から施行するとしております。

以上でございます。御審議方よろしくをお願いいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ありませんか。――質疑なしと認めます。よって、議案第18号を文教厚生委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第18号を文教厚生委員会に付託します。

日程第23. 議案第19号

○議長（松山 力弥） 日程第23、議案第19号須恵町上水道給水条例の一部を改正する条例を

議題とします。

提案理由の説明を求めます。岩崎上下水道事業担当課長。

○上下水道課事業担当課長（岩崎 勝） 議案書の1ページをお願いいたします。

議案第19号須恵町上水道給水条例の一部を改正する条例についてでございます。

須恵町上水道給水条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり提出するものです。

提案理由としまして、民法等の一部を改正する法律が令和3年4月28日に公布され、令和5年4月1日から施行されることに伴い、当該条例の一部を改正する必要性が生じたので、提案するものです。

2ページをお願いいたします。

改正の内容は、民法の改正により、生活に必要なライフラインの設備を設置使用する目的で他人の土地や設備を使用することができることとなります。そのため、現在条例で規定している他人の土地に給水装置を設置する場合の同意について、民法に規定される要件を満たす場合は同意を不要とするものです。

附則です。この条例は令和5年4月1日から施行するとしております。

以上です。よろしくをお願いいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ありませんか。――質疑なしと認めます。よって、議案第19号を総務建設産業委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第19号を総務建設産業委員会に付託します。

日程第24. 議案第20号

日程第25. 議案第21号

日程第26. 議案第22号

日程第27. 議案第23号

日程第28. 議案第24号

日程第29. 議案第25号

○議長（松山 力弥） 日程第24、議案第20号令和5年度須恵町一般会計予算の提出について、日程第25、議案第21号令和5年度須恵町国民健康保険特別会計予算の提出について、日程第26、議案第22号令和5年度須恵町後期高齢者医療特別会計予算の提出について、日程第27、議案第23号令和5年度須恵町公共下水道事業特別会計予算の提出について、日程第28、議案

第24号令和5年度須恵町農業集落排水事業特別会計予算の提出について、日程第29、議案第25号令和5年度須恵町水道事業会計予算の提出について、以上6議案を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

まず、議案第20号について、諸石総務課長。

○総務課長（諸石 豊） 議案書の1ページをお願いします。

議案第20号令和5年度須恵町一般会計予算の提出についてでございます。

地方自治法第211条の規定により、一般会計予算を別冊のとおり提出するので、本議会の議決を求めるものでございます。内容につきましては、令和5年度一般会計歳入歳出予算書で説明をいたします。

予算書の5ページをお願いします。

令和5年度須恵町の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ117億9,000万円と定める。前年度と比較しますと1億5,000万円、1.3%の増となっております。第2項歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表、歳入歳出予算による。

地方債、第2条、地方債の起債目的、限度額、起債の方法、利率及び償還方法は第2表地方債による。

債務負担行為、第3条、債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、第3表、債務負担行為による。

一時借入金、第4条で一時借入金の借入れの最高額を6億円と定める。

歳出予算の流用、第5条で給料、職員手当等の人件費については、同一款内で流用できる旨を規定しております。

それでは、7ページの第1表、歳入歳出予算をお願いします。

歳入予算額の中から構成比が多いものから順に3つほど前年度と比較しながら申し上げます。

まず、歳入予算で1番大きな割合を示します1款町税は32億9,068万7,000円、歳入全体の27.9%で、対前年度比1億7,585万円、率で5.6%の増収を見込んでいます。

次に、8ページをお願いします。

10款地方交付税は20億2,700万円、歳入全体の17.2%で、対前年度比5,500万円、率で2.8%の増となっています。これは町税が増収となること、地域デジタル社会推進費や地方公共団体の施設の光熱費高騰への対応や、出産・子育て応援交付金の地方負担の対応などの基準財政需要額が増となるため、普通交付税の増額を見込んでおります。

14款国庫支出金は16億5,379万2,000円、歳入全体の14.0%で、新型コロナウイルスワクチン接種関連国庫補助金は減となっておりますが、障害関係国庫負担金や施設型給付

費等国庫負担金、出産・子育て応援事業費国庫補助金の増により、対前年度比502万4,000円、率で0.3%の増となっています。

以上の町税、地方交付税、国庫支出金で、歳入予算の59.1%となります。その他、対前年度比で大きく増加しているところを申し上げます。

4款配当割交付金2,400万円、対前年度比1,400万円、140.0%の増。

6款法人事業税交付金5,200万円、対前年度比1,300万円、33.3%の増。

7款地方消費税交付金6億7,900万円、対前年度比9,600万円、16.5%の増です。

16款財産収入1億3,945万6,000円、対前年度比9,418万6,000円、208.1%の増。

18款繰入金6億6,000万6,000円、対前年度比4,900万1,000円、率で8.0%の増です。

以上が主な収入でございますが、安定的な財政運営に必要な財源と言われます1款の町税から10款の地方交付税、いわゆる一般財源の割合は52.8%、2.4ポイント増加しております。

次に、10ページお願いします。

歳出でございます。

歳入と同様に構成比が多いものから順に4つほど前年度と比較しながら申し上げます。

まず、3款民生費は43億3,954万7,000円、歳出全体の36.8%となっています。対前年度比較は2億2,370万7,000円、5.4%の増となります。障害者支援費、自立支援給付費や、地域活性化センター空調設備改修工事請負費、保育実施負担金及び委託料、障害児等保育助成事業費補助金などが増となっています。

次に、2款総務費23億7,487万8,000円、歳出全体の20.1%、対前年度比と比較しまして、2,607万1,000円、1.1%の増となります。財政調整基金積立金や、庁舎エレベーター改修工事請負費、町制施行70周年事業企画運営等業務委託料などが増になっております。

次に、10款教育費16億8,413万7,000円、歳出全体の14.3%となっています。対前年度比較2億50万2,000円、10.6%の減となります。第一小学校長寿命化改良工事や、テニスコート人工芝張替え工事請負費などが新規事業でございますが、第三幼稚園（仮称）改築工事請負費の減額がございます。

次に、4款衛生費13億4,577万8,000円、歳出全体の11.4%、対前年度比較7,408万8,000円、5.8%の増となります。須恵町外二ヶ町清掃施設組合負担金や、出産・子育て応援事業給付金、粕屋中南部休日診療所負担金などが増加しています。

次に、歳出予算を性質別で見ると構成比が多いものを4つほど申し上げます。

まず、物件費27億3,425万4,000円、歳出全体の23.2%となっております。ふるさと納税ポータルサイト利用料のほかに、ため池診断業務委託料、町制施行70周年事業企画運営業務委託料、須恵町地域交通計画策定業務委託料などが増加しておりますが、新年度より修繕料を物件費から維持補修費に性質を変更したことにより、物件費全体としては減となっております。前年度と比較して1億902万円、3.8%の減額です。

次に、扶助費27億600万8,000円、歳出全体の23.0%になっています。障害者支援費、自立支援給付費、保育実施負担金が増加しています。前年度比較1億5,360万3,000円、6.0%の増額です。

次に、人件費14億4,902万1,000円、歳出全体の12.3%になっています。3,843万円、2.7%の増額です。

次に、繰出金14億3,220万9,000円、歳出全体の12.1%です。国民健康保険特別会計繰出金、後期高齢者医療特別会計繰出金、公共下水道事業特別会計繰出金が増となっております。前年度比較4,105万8,000円、3.0%の増となっております。

次に、12ページ、第2表でございます。

地方債は11件、限度額の合計は6億円でございます。起債の方法は証書借入れ、利率は4.0%以内、償還の方法は記載のとおりでございます。

13ページ、第3表、債務負担行為は1件、限度額は660万円、期間については記載のとおりでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（松山 力弥） 次に、議案第21号及び議案第22号について、百田住民課長。

○住民課長（百田 敦） 議案書の1ページをお願いいたします。

議案第21号令和5年度須恵町国民健康保険特別会計予算の提出についてでございます。

地方自治法第211条の規定により、別冊のとおり提出し、本議会の議決を求めるものです。内容につきましては、別冊の令和5年度特別会計歳入歳出予算書で説明いたします。

予算書の5ページをお願いいたします。

歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ29億8,900万円と定める。2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表、歳入歳出予算によるとしています。

まず、歳入の主なものから説明いたします。

7ページをお願いいたします。

1款1項国民健康保険税5億3,951万9,000円、対前年度との予算額比較で1,414万2,000円、0.8%の減です。令和5年度平均被保険者見込数と令和4年中の所

得により計上しております。

4款1項県補助金21億9,628万6,000円、対前年度比較は0.7%の減です。こちらは、保険給付費等県交付金で町が行う保険給付に必要な費用を県が交付するものでございます。

5款1項他会計繰入金2億4,918万4,000円、対前年度比較2%の増になります。制度改正により未就学児等均等割保険税繰入金が追加になっております。

続きまして、8ページ、9ページの歳出をお願いいたします。

主なものを申し上げます。

1款総務費2,462万7,000円、対前年度比較28.7%の増です。人事異動により人件費が増となっております。こちら総務費は人件費が主なものですが、健康保険に関する資格や給付管理のための事務費でございます。

2款保険給付費21億5,059万2,000円、対前年度比較0.6%の減です。1項療養諸費、2項高額療養費が主なものでございます。被保険者の減少に対しまして、1人当たりの医療費は増加傾向となっております。

3款国民健康保険事業費納付金7億7,194万9,000円、対前年度比較0.8%の減です。県全体の保険給付費につきまして、国・県費等の公費で賄われない部分を県内市町村で分かち合う制度でございます。それぞれの市町村の医療費水準や所得水準、年齢構成等で算定された額を県へ納付するものでございます。

6款保険事業費3,717万7,000円、対前年度比較4.4%の増です。こちらはいずれも生活習慣病を中心とした疾病予防と医療費の伸びを抑制するための保険事業と、特定健康診査委託料及び受診率向上に向けた事業予算を計上しております。本年度データヘルス計画の更新に伴う委託費を計上しております。

国民健康保険特別会計は以上でございます。

続けて、議案第22号でございます。

議案書の1ページをお願いいたします。

議案第22号令和5年度須恵町後期高齢者医療特別会計予算の提出についてでございます。

地方自治法第211条の規定により、別冊のとおり提出し、本議会の議決を求めるものでございます。内容につきましては、別冊の令和5年度特別会計歳入歳出予算書で説明いたします。

予算書の55ページをお願いいたします。

歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ4億2,400万円と定める。第2項、歳入歳出の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表、歳入歳出予算によるとしております。

次の57ページをお願いいたします。

歳入の主なものを申し上げます。

1 款 1 項後期高齢者医療保険料 2 億 9,970 万円、対前年度比較 4%の増でございます。これは、福岡県後期高齢者医療広域連合が試算しました額を計上しております。

3 款 1 項他会計繰入金 1 億 2,419 万 3,000 円、対前年度比較 3.4%の増でございます。人件費を含む事務費に係ります繰入金と保険料軽減分に相当します保険基盤安定繰入金を計上しております。

次の 58 ページをお願いいたします。

歳出でございます。

主なものを申し上げます。

1 款 1 項総務管理費 846 万 1,000 円、対前年度比較 46.9%の減で、職員人件費が主なものでございます。

2 款 1 項後期高齢者医療広域連合納付金 4 億 1,259 万 3,000 円、対前年度比較 5.4%の増でございます。歳入の保険料、保険基盤安定繰入金などで収納したものを広域連合へ納付するものでございます。

以上、令和 5 年度後期高齢者医療特別会計の主な予算でございます。

御審議方よろしくをお願いいたします。

○議長（松山 力弥） ここでお諮りします。昼食の時間となっておりますが、このまま終了するまで続行したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、このまま続行いたします。

次に、議案第 23 号から議案第 25 号までについて、権藤上下水道管理担当課長。

○上下水道課管理担当課長（権藤 武範） 特別会計歳入歳出予算書の 87 ページをお願いします。

議案第 23 号令和 5 年度須恵町公共下水道事業特別会計予算について。

令和 5 年度須恵町の公共下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第 1 条、歳入歳出予算の総額はそれぞれ 11 億 8,100 万円と定めるものです。第 2 項、歳入歳出予算の款項の区分ごとの金額は、第 1 表、歳入歳出予算により説明いたします。

地方債、第 2 条、地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、第 2 表地方債により御説明いたします。

89 ページをお願いいたします。

歳入です。

主なものとしまして、1 款分担金及び負担金 1 項負担金 690 万円、前年度比 15.3%の減

は、供用開始面積の減によるものです。

2 款使用料及び手数料 1 項使用料 3 億 2,070 万円、前年度比 2.8% の増は、前年度実績による増を見込んでおります。

3 款国庫支出金 1 項国庫補助金 1 億 220 万円、前年度比 16.3% の増は、管渠築造工事等の増によるものです。

5 款繰入金 1 項他会計繰入金 3 億 2,061 万 6,000 円、前年度比 2.3% の増です。2 項基金繰入金 2,207 万 2,000 円、前年度比 1.2% の減です。令和元年度から令和 4 年度に積み立てた基金から当該年度の令和 5 年度分を繰り入れます。

8 款町債 1 項町債 4 億 850 万円、前年度比 1.8% の増は、流域関連公共下水道分の増によるものです。

90 ページをお願いいたします。

歳出です。

主なものとしまして、1 款総務費 1 項総務管理費 2 億 3,516 万 8,000 円、前年度比 0.9% の増は、多々良川流域下水道維持管理負担金の増によるものです。

2 款下水道事業費 1 項下水道事業費 4 億 4,612 万円、前年度比 10.5% の増は、工事請負費の増によるものです。

3 款公債費 1 項公債費 4 億 9,848 万 3,000 円、前年度比 1.8% の減は、償還利子の減によるものです。

91 ページをお願いいたします。

第 2 表、地方債です。起債の目的、下水道事業債、多々良川流域下水道建設費負担金分、限度額 3,560 万円、多々良川流域関連公共下水道分 2 億 1,870 万円、資本費平準化債公共下水道分 1 億 270 万円、資本費平準化債、流域下水道分 960 万円、特別措置分 3,830 万円、公営企業会計適用債 360 万円、起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりでございます。

続きまして、特別会計歳入歳出予算書の 129 ページをお願いいたします。

議案第 24 号令和 5 年度須恵町農業集落排水事業特別会計予算について。

令和 5 年度須恵町の農業集落排水事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第 1 条、歳入歳出予算の総額はそれぞれ 6,300 万円と定めるものです。第 2 項、歳入歳出予算の款項の区分ごとの金額は、第 1 表、歳入歳出予算により説明いたします。

地方債、第 2 条、地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、第 2 表地方債により説明いたします。

131 ページをお願いいたします。

歳入です。

主なものとしまして、2款使用料及び手数料1項使用料607万9,000円、前年度比3.9%の減は、前年度実績による減を見込んでおります。

3款繰入金1項他会計繰入金3,811万2,000円、前年度比0.6%の増です。

6款町債1項町債1,880万円、前年度比9.6%の減です。

132ページをお願いいたします。

歳出です。

1款総務費1項総務管理費66万1,000円、前年度比27%の減は、委託料の減によるものです。

2款農業集落排水事業費1項農業集落排水事業費1,558万8,000円、前年度比12.1%の増は、委託料の増によるものです。

3款公債費1項公債費4,596万9,000円、前年度比6.8%の減は、償還元金の減によるものです。

133ページをお願いいたします。

第2表、地方債です。起債の目的、下水道事業債、資本費平準化債、限度額1,820万円、公営企業会計適用債60万円、起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりでございます。

続きまして、別冊の水道事業会計予算書の3ページをお願いいたします。

議案第25号令和5年度須恵町水道事業会計予算について。

第1条、令和5年度須恵町の水道事業会計の予算は次に定めるところによる。

第2条、業務の予定量は次のとおりとする。1、給水戸数1万1,500戸、前年度比4.5%増の見込みです。2、年間総給水量276万4,000立方メートル、前年度比2.5%減の見込みです。年間有収水量265万5,000立方メートル、前年度比2.4%減の見込みです。4、1日平均給水量7,572立方メートル、前年度比2.5%減の見込みです。5、建設改良事業費2億1,416万8,000円、前年度比61%増の見込みです。

第3条、収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入、第1款水道事業収益6億5,129万7,000円、前年度比5.2%の減、これは給水収益の減によるものです。

支出、第1款水道事業費5億8,137万9,000円、前年度比2.2%の減、これは第1款営業費用第1目原水及び浄水費の委託料、材料費の減によるものです。

4ページをお願いいたします。

第4条、資本的収入及び支出の予定額は次のとおりと定める。

収入、第1款資本的収入5,300万円、前年度比49.3%の増、これは配水管等施設改良工

事に伴う負担金の増です。

支出、第1款資本的支出2億9,477万4,000円、前年度比42.5%の増、これは県道拡幅に伴う工事請負費の増によるものです。

第4条の括弧書きで、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2億4,177万4,000円は、損益勘定留保資金で補填するとしております。

第5条、議会の議決を得なければ流用することができない経費としまして、1、職員給与費8,706万6,000円、前年度比9.4%の増、2、交際費10万円、前年度と同額です。

第6条、棚卸資産の購入限度額は900万円と定める。これは量水器購入の限度額です。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。よって、議案第20号から議案第25号までについては、先ほど設置した予算審査特別委員会に付託することにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第20号から議案第25号までは予算審査特別委員会に付託することに決定しました。

○議長（松山 力弥） 以上で、本日の議事日程は全て終了しました。次の本会議は、3月6日午前10時から行います。

本日は、これにて散会します。

午後0時14分散会
